



**NATIONWIDE
CHILDREN'S**

When your child needs a hospital, everything matters.™

患者様の口座 - 当院の請求 方針および手続き (JAPANESE)

方針の件名: 経済的援助	発行日 2016/01/01
セクション: 患者様経済支援サービス	改定日: 2017/04/17, 2017/12/04, 2019/03/07, 2019/10/15, 2019/11/19, 2021/01/01

目的および適用の範囲

本方針の目的は、ネイションワイド小児病院 (Nationwide Children's Hospital) およびその関連機関よりサービスを受ける患者様で経済的困窮状態にある方の経済支援を決定する上で必要な基準となる手続きを確立することです。本方針は、患者様口座部門 (Patient Accounts Department) 職員、その他の病院職員および外部ベンダーの担当者がそのような無料治療または低額治療を利用可能な患者様とご家族を特定するための手順を定めます。当院の患者様口座部門は、特定の個人が経済的援助を受ける資格があるかどうか、当院が特別集金行為 (Extraordinary Collection Actions) に踏み切る前に合理的手段が講じられたかどうかを決める上で最終決定権を有します。経済援助の受給資格は、人種、肌の色、信条、民族、国籍、年齢、性別、性的指向、性同一性、宗教、障害の有無にかかわらず、すべての患者様にあります。

本方針でカバーされるサービスには、当院およびその関連機関が提供する全ての緊急医療およびその他治療に必要な医療が含まれます。

当院は、差別なく、重篤な症状の個人に対する治療を、経済的援助の利用資格の有無を問わず提供します。当院は緊急医療/緊急医療処置および分娩に関する法令 (EMTALA: Emergency Medical Treatment and Labor Act) に従い、健康診断、安定化処置、他の施設への患者の紹介および搬送を行い、必要に応じて、42 CFR 482.55 (またはその後継規制) に基づいて緊急医療サービスを提供します。当院は、患者様が緊急治療を求めることを断念させるような如何なる行為も禁じています。そのような行為とは、重篤な症状の治療費の前払いを緊急外来の患者様に要求すること、または差別なく救命処置を行うことを妨げる取立行為を許可することなどです。

定義:

関連機関 (Affiliated Entities) - 病院において緊急医療およびその他治療に必要な医療を施す、ネイションワイド小児病院が所有する関連組織である、Children's Anesthesia Associates、Children's Radiological Institute、Children's Surgical Associates、Pediatric Academic Association、Pediatric Pathology Associates of Columbus などが 있습니다。Children's Community Practices は、病院内において患者様の治療を施しませんが、ネイションワイド小児病院に属しており、本方針に従って患者の経済的援助を提供しています。

一般的な請求額 (AGB: Amounts Generally Billed) - 保険に加入している患者様に当院が一般的に請求する金額。

外部ベンダー - 請求および集金業務を依頼された代行組織。

特別集金行為 (Extraordinary Collection Actions) - 治療費の支払を留保する当事者に対し、26 CFR 1.501(r)-6(b) (またはその後継規制) に定められたこの経済的援助方針に基づいて、当院が行行使する処置。

世帯の人数 - 患者様、患者様の配偶者 (同居しているかどうかを問わない)、患者様と同居している 18 歳未満の子 (非嫡出子や養子を含む) 全員を含むものとします。患者様が 18 歳未満の場合、「世帯」には患者様、患者様の実親または

養父母 (同居しているかどうかを問わない)、および 18 歳未満で同居している (両) 親の子 (非嫡出子や養子を含む) が含まれます。

FAP - 本経済的援助方針を指します。

連邦貧困水準 (FPL: Federal Poverty Level) - 年間所得および世帯の人数を元に貧困線を表すために米国政府が定義した手段。

請求総額 - 医療費。

総所得金額 - 控除前の総所得。

治療に必要な医療 - 病気や怪我、病状、疾病、その症状の予防や診断、治療に必要であり、承認された医療基準を満たす医療サービス、医療用品。

患者様負担 - 保険料の支払い (民間保険会社および公的保険機関を含む)、控除、および減額が医療明細書に適用された上で生じた残高で患者様個人が負担される額。

指示:

利用資格

当院にて緊急医療またはその他治療に必要な医療を受けている、または求めている患者様なら誰でも、経済的援助を申請できます。ただし、患者様が非緊急医療を求めておられる場合には、利用資格の評価に用いられる基準が居住地に応じて異なる場合があります。

オハイオ州の在住者が経済援助を申請する場合には、まず、オハイオ・メディケイド (ヘルシースタートおよびヘルシーファミリー)、オハイオ病院治療保障プログラム (HCAP)、アルコール・薬物・精神衛生 (ADAMH) 委員会の支援など (ただしこれらに限定されません) の政府の補助を申請する必要があります。社会保障税および医療健保税の非課税在住者がこの要件から除外されるためには、様式 4029 「社会保障税および医療保険税の免税および給付放棄の申請 (Application for Exemption From Social Security and Medicare Taxes and Waiver of Benefits)」に記入した上で提出する必要があります。オハイオ州在住者でありながら上記のプログラムの恩恵を得る資格がない患者様、および他州に居住しながら当病院で救命処置を受ける患者様であっても、下記のように総所得および世帯の人数に基づいて経済的援助を受ける資格があります。

- 所得が連邦貧困水準 (FPL) の 200% 以下であれば、患者様負担を 100% 免除されます。
- 所得が FPL の 201%~250% であれば、患者様負担を 80% 免除されます。
- 所得が FPL の 251%~300% であれば、患者様負担を 60% 免除されます。
- 所得が FPL の 301%~400% であれば、患者様負担を 45% 免除されます。

オハイオ州在住者で世帯所得が FPL の 200% を超、450% 未満で、当院からの請求額が世帯の年間所得の 20% を超える場合、本方針の目的上、医療貧困者と見なされます。医療貧困世帯は、当院からのすべての請求に対する世帯の患者様負担額が、以下に記述する世帯の年間所得のパーセンテージ (%) と同等の、さらに低額の患者様負担を利用する資格があります。

- 所得が連邦貧困水準 (FPL) の 200% 以下であれば、患者様負担を 100% 免除されます。
- 所得が FPL の 201%~250% であれば、年間世帯所得の 5% に相当する負債額が免除されます。
- 所得が FPL の 251%~300% であれば、年間世帯所得の 7% に相当する負債額が免除されます。
- 所得が FPL の 301%~450% であれば、年間世帯所得の 10% に相当する負債額が免除されます。

オハイオ州の非居住者が非救急医療のための経済援助を申請する場合には、そのような医療を受ける前に資金援助の事前認可を受ける必要があります。事前認可プロセスでは、患者様が居住する州の医療施設ではなく、当院でサービスを受ける医学的理由を提出することが求められます。そのような理由を当院が検討し、患者様が適切な医学的理由を提出したものと当院が判断した場合、以下のように総所得および世帯の人数に基づいて経済的援助を受ける資格を得られる場合があります。

- 所得が連邦貧困水準 (FPL) の 200% 以下であれば、患者様負担を 100% 免除されます。
- 所得が FPL の 201%~250% であれば、患者様負担を 80% 免除されます。

- 所得が FPL の 251%～300% であれば、患者様負担を 60% 免除されます。
- 所得が FPL の 301%～400% であれば、患者様負担を 45% 免除されます。

国外居住者が非救急医療のための経済援助を申請する場合には、そのような医療を受ける前に、当院の外国人患者向け慈善対象患者様のための方針および手続き (Policy and Procedures for International Charity Patients) に従って資金援助の事前認可を受ける必要があります。当院の外国人患者用運営委員会は、いくつかの基準に基づき外国人患者の慈善医療利用資格を決定します。例えば、必要な医療介入、そのような介入が基礎疾患を成功裏に解消され、介入後の適切な管理が可能かどうか、さらに、当院が独自でそのような医療介入を提供できるかどうか、患者の居住国内でそのようなサービスが受けられるかどうか、予算の制約、その他にも、この運営委員会が決定するその他の基準が、外国人向けケースに利用される当院の慈善医療のリソースが最も効率的かつ効果的に活用されるために適切かどうかを検討されなければなりません。外国人患者向け慈善医療の利用可能性に関する情報は、当院のウェルカムセンター (Welcome Center) にお問い合わせください。

メディケイドの受給者でメディケイドによってカバーされない治療に必要な医療を受けている方は、そのような治療に必要な医療の患者様負担を自動的に 100% 免除されます。この状況においては、経済的援助申請は必要ありません。

当院の患者様口座部門に IRS Form 4029 を提出した家族、または家族が宗教上の理由で政府からの給付を受ける権利を放棄したことを確認できる書類を当院に提出した家族は、この FAP の下に FPL の 301% から 400% の所得のある人に対して提供されるものと同等の患者負担を利用することができます。この状況においては、経済的援助申請は必要ありません。

「ホームレスシェルター」が住所地の世帯は、患者様負担の 100% 割引の利用資格があります。この状況においては、経済的援助申請は必要ありません。

当院の患者様口座部門は、本方針における経済的援助の利用資格を決める上で最終決定権を有するものとします。

患者様負担額の計算基準

緊急医療および治療に必要な医療に対する本 FAP による経済的援助の利用資格のある患者様に課される金額が AGB を超えることはありません。当院は、連邦規則に定義されているとおりの「遡及」法を使用して AGB を計算しております。すなわち、12 ヶ月間にわたり出来高払い制の医療診断および民間健康保険会社が認めた全請求金額を、これらの請求に対する病院の請求総額で割った数値に基づきます。当院は、毎年 1 月 1 日に AGB の計算を更新し、それには直近の 9 月 30 日を末日とする 12 ヶ月間のデータを使用します。2021 年の暦年の AGB は 80.1% です。

経済的援助の利用資格をお持ちの方は、全ての控除および割引 (FAP において利用可能な割引を含む) が適用され、保険機関 (民間保険会社および公的保険機関を含む) による払い戻し額が差し引かれた上での個人負担のみが課金されます。

経済的援助の申請方法

経済的援助が考慮されるためには、当院の患者様口座部門に経済的援助を申請する必要があります。本方針における 100% の経済的援助をお求めの方 (世帯所得が FPL の 200% 以下) は、経済的援助申請書に記入の上、経済的援助申請に記載されている情報および書類を提出する必要があります。その他の全ての申請者は、電話にて患者様口座部門に必要な情報を提供するだけで、申請書を提出する必要はありません。当院は、給与小切手の控え、W-2 様式のコピー、および確定申告書の控えを要求する権利を留保します。

経済的援助申請 (先に定められた書面または電話による) は、以下の条件に従って行われる必要があります。

- 所得が FPL の 100% 以下の患者様の外来サービスは HCAP によりカバーされ、この場合、サービス開始日から 90 日毎に新たに申請する必要があります。その他の全ての患者様の外来サービスについては、サービス開始日から 180 日毎に新たに申請する必要があります。HCAP における障害者援助 (DA: Disability Assistance) プログラムまたはその後継制度の受給者は、毎月新しい申請書を提出する必要があります。
- 患者様が退院後に同じ基礎疾患で 45 日以内に再入院する場合を除き、入院のたび毎に個別の経済的援助申請が適用されます。その後の再入院は同じ申請に基づくことができますが、その再入院が 45 日以内であり、関連の

病状である場合に限られます。入院口座のある申請に外来口座を追加することはできますが、入院中の診察を外来口座のある申請に追加することはできません。

当院は、当事者が本方針による経済的援助の利用資格があるかどうかを見極めるために、過去の FAP 利用資格の判断を使用しません。

経済的援助のための推定資格

ネイションワイド小児病院は、FAP において最も手厚い援助を利用できる FAP 利用資格を審査するために、第三者を使用して患者様情報の評価を実施する場合があります。この審査と分析には、医療業界で広く認められた予測モデルが使用されます。そのような審査は、FAP において利用可能な最も手厚い援助に満たない推定資格の決定には使用されません。

支払拒否に対して講じられる可能性のある行為

当院は、再選回収のために最大限の努力を払い、また特別集金行為 (Extraordinary Collection Actions) に踏み切る前に、当事者に FAP の利用資格がないかどうかを判断するための相応の努力を注ぎます。そのような相応の努力とは、退院後の最初の 120 日間、以下に定めるスケジュールに基づいて責任を負う当事者に請求明細書を送付したり、電話にて通知することなどがあります。当院は、債権回収のために外部ベンダーによる業務を利用する場合があります。

0～30 日間	第一回目の請求明細書と共に経済的援助の利用可能通知書、FAP 申請書、および FAP 申請プロセスによる援助取得方法の情報が送付されます。
31～60 日間	第二回目の請求明細書と共に FAP の簡易表現による概要、および退院後の第一回目の請求から 365 日以内に支払がなされない場合には、当院が未払い勘定を商業興信所に報告する意図のあることの通知が送られます。 さらに、当院の FAP について、および FAP 申請プロセスによる援助取得方法の情報を口頭で通知する電話が 1 回あります。
61～90 日間	第三回目の請求明細書と共に FAP の簡易表現による概要、および退院後の第一回目の請求から 365 日以内に支払がなされない場合には、当院が未払い勘定を商業興信所に報告する意図のあることの通知が送られます。 さらに、当院の FAP について、および FAP 申請プロセスによる援助取得方法の情報を口頭で通知する電話が 1 回あります。
91～120 日間	第四回目の請求明細書と共に FAP の簡易表現による概要、および退院後の第一回目の請求から 365 日以内に支払がなされない場合には、当院が未払い勘定を商業興信所に報告する意図のある旨の通知が送られます。 さらに、当院の FAP について、および FAP 申請プロセスによる援助取得方法の情報を口頭で通知する電話が 2 回あります。

経済的援助の利用可能通知書、FAP 申請書、および FAP 申請プロセスによる援助取得方法の情報に加えて、全ての請求明細書には、FAP のコピー、FAP 申請書のコピー、および FAP の簡易表現による概要のコピーを入手するために直接アクセスできるウェブサイトのアドレスが記載されています。

当院は、第一回目の請求明細書の日付から 1 年後に、未払い勘定を商業興信所に報告する場合があります。当事者への請求額が複数のケアエピソードの合計である場合、合計額に含まれる直近のケアエピソードに対する退院後の初回請求明細書の日付から少なくとも 120 日間は、未払い勘定を商業興信所に報告することはありません。

当事者が申請期間 (すなわち、退院後の初回請求日から 240 日間) に、記入に不備のある FAP 申請書を提出した場合、当院は、追加情報を説明した通知書および/または FAP において要求される書類、FAP 申請書の全項目を記入して提出する必要のある FAP 申請書のほか、FAP についての情報と申請プロセスのサポートを提供する当院所属部門の連絡先を提供するものとします。当院は、当事者が FAP において経済的援助の利用資格があるかどうかや、当事者がしかるべき期

間内に追加情報および/または書類提出の要求に回答することを怠ったかどうかを見極めるまで、如何なる特別集金行為も一時停止(また、必要に応じて、外部ベンダーに集金行為を一時停止するように通知)します。

申請期間内に記入済みの FAP 申請書の受理を持って、当院は当事者に受ける医療のための FAP 利用資格があるかどうかを判断した上で、当事者に利用資格の判断結果(必要に応じて、当事者に利用資格がある援助を含む)、およびこの判断の基準について書面で通知します。当事者に無料医療以外の援助の利用資格があると判断された場合、当院は以下の手続きを取ります。

- FAP 利用資格者として当事者が支払義務を負う金額およびその金額の決定方法を記した請求明細書を提供します。そのような請求明細書には、その医療に対する AGB に関する情報の取得方法も説明されています。
- FAP 利用資格者としての個人負担分として判断された金額を超えて当事者が支払った額を払い戻します。
- そのような支払に対して講じられる特別集金行為を翻すためのあらゆる合理的手段をとります。

当事者が FAP 申請書を提出し、当事者に FAP 利用資格があるかどうかを当院が判断する前に当事者がメディケイドの資格申請を行う場合、当院は当事者の FAP 利用資格の有無を判断することを延期し、当事者のメディケイド申請が完了し提出され、当事者のメディケイド資格に対する判断が下されるまで、当院は如何なる特別集金行為にも着手しません。

当院において緊急医療およびその他治療に必要な医療を提供するプロバイダーのリスト

当院ににおいて緊急医療およびその他治療に必要な医療を施すプロバイダーの詳細リスト、およびプロバイダーの専門業務が当院の FAP の対象であるかどうかについては、ウェブサイト (<http://www.nationwidechildrens.org/financial-assistance>) でご覧いただけます。または、下記の連絡先にリストされる部門にお問い合わせいただければ書面のコピーを入手できます。

経済的援助方針、経済的援助方針の簡易表現による概要、および経済的援助申請書の入手

ウェブサイト

<https://www.nationwidechildrens.org/your-visit/billing-and-insurance/financial-assistance>

書面のコピー

- ご請求に応じて患者様または当事者様に無料で差し上げます。
- 書面のコピーは、当院本館(緊急外来を含む)および院外施設の受付または登録所にご用意しております。
- 書状および経済的援助申請書は、ご請求に応じて患者様および/または保護者の方宛てに郵送されます。
- どの請求明細書にも、裏面に経済的援助申請書および申請のサポートを提供できる部門の連絡先が記載されています。

病院施設の患者様のための通知および情報

- 経済的援助の利用可能性を患者様または当事者に勧めるための看板が、当院本館(緊急外来を含む)および院外施設の受付に設置されています。
- 第二回目の請求明細書発行後、経済的援助を提案する自動通話があります。
- 当院の財務カウンセラーが経済的援助を必要とされる患者様の病室またはクリニックをご訪問します。

より広い地域社会に向けた通知と情報の提供

- FAP、FAP の簡易表現による概要、および経済的援助申請書は、www.NationwideChildrens.org にございます。
- 当院は、FAP の簡易表現による概要および経済的援助申請書を、フランクリン郡の連邦政府認定の医療機関や当院のメンバーであり地元を拠点とする医師達にも、彼らが受け持つ患者様に書類が容易に行き渡るよう定期的に提供しております。

翻訳済み書類

- 経済的援助方針、経済的援助申請書、および FAP の簡易表現による概要は、フランクリン郡の 1000 人または 5% に満たない第一言語が英語ではない (LEP) 方々や当院が関わりうる方々にも提供されます。患者様口座部門のディレクターが毎年、言語的必要性を調査し、必要に応じて書類の翻訳版を製作する責任を負っております。

連絡先

カウンセラー	所在地	電話
ネイションワイド小児 病院 経済支援カウンセラー	受付事務所 700 Children's Drive にて、または当院所関連地 域での予約による	(614) 722-2070
ネイションワイド小児 病院 カスタマーサービス	患者様口座 電話受付のみ	(614) 722-2055

ネイションワイド小児病院の
財務・監査委員会が
2020年11月__に承認:

Luke Brown (ルーク・ブラウン)
Chief Financial Officer (最高財務責任者)

日付